

# 群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0726)

県最賃専門部会 第2回

令和2年7月31日 非公開

開催日時	令和2年7月31日	15時50分～16時05分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1. 中央最低賃金審議会の目安答申の報告について 2. 最低賃金に関する基礎調査結果について 3. 群馬県最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>ただ今より、第2回専門部会を開催いたします。</p> <p>本日の出席委員は公益委員3名、労働者委員3名、使用者委員3名で、最低賃金審議会令第5条第2項により、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員全員の方に内容確認をさせていただいております。大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただけますよう、お願い申し上げます。</p>
事務局	<p>第2回群馬県最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>議事進行につきましては、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>部会長にお願いいたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。承知いたしました。</p>

	<p>それでは最初に、群馬地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条に基づき、議事録署名人を決めさせていただきたいと思ひます。</p> <p>公益は私、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>がいたしますが、労働者側はいかがでしょう。</p>
労働者委員	<span style="background-color: black; color: black;">          </span> が行います。
部会長	<span style="background-color: black; color: black;">          </span> 委員よろしくお願ひします。 使用者側はいかがでしょう。
使用者委員	<span style="background-color: black; color: black;">          </span> が行います。
部会長	<span style="background-color: black; color: black;">          </span> 委員よろしくお願ひします。 それでは、会議次第に従ひまして、議事に入らせていただきます。 まず、「中央最低賃金審議会の目安答申の報告について」、事務局より説明をお願ひします。
事務局	はい。 先ほどの本審でもご説明させていただきましたが、地域別最低賃金額改定の目安答申の内容といたしましては、「令和2年度地域別最低賃金改定額の目安については、その金額に関し、意見の一致をみるに至らなかった。」、「地方最低賃金審議会における審議に資するため、目安に関する公益委員見解、及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告を、地方最低賃金審議会に提示するものとする。」ということでございます。 以上でございます。
部会長	はい。ありがとうございます。 それでは、次に議題(2)、「最低賃金に関する基礎調査結果」について、事務局の説明をお願ひします。
事務局	はい。 それでは、本年度群馬労働局で実施いたしました、最低賃金基礎調査結果につきまして、ご説明させていただきます。 資料1をご覧ください。こちらの資料の右下の方に、目次に沿った資料番号が振られてございますので、資料説明にあたっては、この番号でご説明をさせていただきます。 まずは、資料1です。令和2年度最低賃金に関する基礎調査といたしまして調査依頼事業所数が、2,397件に対し、有効な回答

があった件数が、1, 254件で、回収率が52.3%でした。

調査対象地域は群馬県全域です。

調査対象業種及び事業所規模につきましては、製造業、新聞業、出版業は1人から99人以下の事業所、卸売・小売業、学術研究、専門・技術サービス業、飲食店、宿泊業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、サービス業（他に分類されないもの）は1人から29人以下の事業所を調査いたしました。

従いまして、比較的低い賃金の労働者が多い産業、及び規模の事業所が調査の対象となっており、低賃金労働者の実態を明確に把握できるようにしたものになります。

集計は、平成28年経済センサス活動調査の結果に基づく、平成30年次の事業所母集団データベースの産業分類ごとの労働者数により復元いたしました。

なお、月給者及び日給者につきましては、時間額に換算して集計をしております。

調査結果の説明の前に、賃金統計用語について、説明をさせていただきますので資料9をご覧ください。

まずは、未満率を説明いたします。未満率とは、現行の最低賃金を下回っている労働者の割合です。現行の群馬県最低賃金が、時間給835円ですので、時間給が834円までが、最低賃金未満者となります。

次に、影響率です。影響率は、最低賃金を改正した場合、その改正後の最低賃金額を下回っている労働者数の割合となります。

続きまして、資料8をお開き下さい。

第1・四分位数とは、数値の集まりがある時、数値を低いものから高いものへ順番に並べて、低い方から見て全体の4分の1にあたる数値をいいます。

中位数についても今説明した位数同様に、全体の2分の1、中央にあたる数値をいいます。

第3・四分位数も同様に、低い方から見て全体の4分の3にあたる数値をいいます。

それでは、最低賃金に関する基礎調査結果の説明に移りますので、資料2を開いてください。

この表は、1時間当たりの所定内賃金に対しての累計労働者数と、累積度数分布を表したものです。この表、上部記載の合計労働者数は、群馬県のすべての労働者数ではなく、冒頭で説明をいたしました、調査対象業種及び事業所規模の母集団の労働者数合計となります。賃金額の刻み方法につきましては、先ほどご覧いただいた、資料9に記載がございますとおり、824円以下、825円か

ら885円までは1円刻み、886円から889円までは4円刻み、890円から999円までは10円刻み、1,000円から1,499円までは100円刻み、1,500円以上の賃金階級で集計しております。表の見方としましては、地域最低賃金834円以下の労働者は、5,383人おりまして、未満率は1.8%ということになりました。

資料3をお開きください。資料3につきましては、労働者を累積ではなく、1時間あたりの所定内賃金額ごとの分布で表したものとなります。一般労働者とパート労働者に分けて表示しております。

続きまして、資料4です。この表は、全労働者及びパート労働者別・産業別に、1時間当たりの賃金額の平均賃金額を、分位数・中位数ごとに表したものです。例えば、1番上の表の、全労働者の総計をご覧くださいますと、平均賃金額は1,304円となっております。平均賃金額は、労働者全員の賃金額を総計いたしまして、その労働者数で除したものとなります。表右側の、中位数の全労働者の総計をご覧くださいくと、1,111円となっております。このように、平均賃金と中位数では金額が異なることがわかります。

次に資料5です。この表は、群馬県最低賃金額と1時間当たりの賃金額の特性値の推移になります。右上のグラフは、今年度も含む5年分の未満率と影響率の推移を表しております。影響率は全体的に右肩上がりになっており、平成30年から令和元年にかけては緩やかな上昇となっております。未満率は1%から2%と、ほぼ横ばいになっております。

次に資料6です。この表は、産業別に平成28年から令和2年までの1時間当たりの賃金額の特性値の推移を表したものになります。

続きまして、資料7です。この表は、最低賃金引上げ額・引上げ率と影響率の関係表になります。

引き上げ額が0円から34円までについて表しております。

引き上げ額0円を見ますと、影響率は未満率と同様の1.8%となります。1円ずつ引き上げる額が上がるごとに影響率が高くなるのがわかるかと思えます。

最後に資料10と資料11、資料12の表についてです。

昨年度より最低賃金に関する基礎調査の表を、厚生労働省のホームページ等で公開することになっておりまして、今年度も公開させていただく表を一部資料に入れさせていただいております。

資料10は、産業・就業形態別の賃金階級別、規模別、地域別、年齢別の労働者数を示した表になっております。

	<p>資料11は、産業・就業形態別の賃金階級別、性別年齢別の労働者数を示した表となっております。</p> <p>資料12は、地域・産業・就業形態・規模・職種別の賃金額階級別、勤続年数別の労働者数を示した表となっております。</p> <p>本日の資料にはございませんが、第4表として、諸手当の種類別労働者1人平均支給額の表も公開されることになっております。</p> <p>資料10から資料12の3つの表と第4表につきましては、12月頃に、政府統計が確認できるポータルサイトのe-statに掲載される予定です。</p> <p>以上、簡単ではございますが、令和2年度最低賃金に関する基礎調査結果の説明をさせていただきました。</p> <p>この調査結果が、委員の皆様のお役に立てれば幸いと存じますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今の説明について、ご質問等ございましたらお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>部会長</p>	<p>それでは、「群馬県最低賃金額の審議」に入ります。</p> <p>中央最低賃金審議会の答申は、「令和2年度地域別最低賃金改定額の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。」ということでありました。</p> <p>今までの資料等を受けまして、具体的な審議を行っていきたいと思います。</p> <p>最低賃金額の改正にあたりまして、労使それぞれ、引上げ額の具体的な数字を用意していれば、その金額等についてご発言をお願いします。</p> <p>はじめに、労働者側委員からお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>使用者委員</p>	<p>はい。労側■■■■でございます。</p> <p>具体的な金額は、特に用意はございませんが、本審で述べたことと重複しますけれども、雇用の確保と、企業の持続性を担保することが、現下の最重要課題であると認識しております。</p> <p>ただ、先ほども申したとおりなのですが、ここ数年、政労使で賃上げの重要性を確認し、ステップを踏んで最低賃金を引き上げてきた流れを止めるべきではないということも、同様に考えております。</p>

	<p>その理由としましては、地域間格差により地方から隣県や都市部への労働力が流出してしまっているため、少しずつでも、賃金の引上げによる近隣県との格差改善をすることで、人材の確保と企業、経済の活性化に繋げられればと考えております。</p> <p>使側委員の皆様には、中央で整理されました、地域の経済、雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見を勘案しつつ、この考え方をぜひ考慮していただきたいと思っております。</p> <p>そのうえで、何度も申しますが、地域間格差是正となる額での結審を求めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、使用者側の方はいかがでしょうか。</p>
使用者委員	<p>それでは、私、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>から。</p> <p>先ほどの審議会でもお話申し上げましたけれども、中央の目安が今年度については、具体的な数字は出ていないということ。これは、新型コロナウイルスの影響で、先が見えない状況が続いているからだと理解しております。</p> <p>特に、その中で、雇用の実態を見極め、適切な審議を、という言葉のとおりでございまして、我々経営者側の立場からすれば、従業員の雇用を守るというのが大前提でございまして。</p> <p>その辺を考慮しながら、慎重にこれから議論を進めていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>他、ご発言ございましたら。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
部会長	<p>それでは、労使それぞれ検討する時間も必要かと思っておりますので、次回の専門部会で結論が得られますよう、審議していただくことといたしまして、群馬県最低賃金額の審議については、以上ということによろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>

部会長	それでは最後に、「その他」についてですが、事務局で何かありましたらお願いします。
事務局	特にございません。
部会長	他にご意見等ございませんでしょうか。  【特になし】
部会長	それでは、「第2回群馬県最低賃金専門部会」を閉会とさせていただきます。